

広島県教育委員会会議録

令和 7 年 2 月 5 日

広島県教育委員会

広島県教育委員会会議出席者名簿

令和7年2月5日（水） 13：00開会

15：03閉会

1 出席者

教 育 長	篠 田 智 志
委 員	細 川 喜 一 郎
	中 村 一 朗
	志 々 田 ま な み
	菅 田 雅 夫
	小 田 原 希 美

2 出席職員

教 育 次 長	池 田 克 輝
管 理 部 長	江 原 透
学びの变革推進部長（兼）教育センター所長	阿 部 由 貴 子
乳幼児教育・生涯学習担当部長（兼）参 理 事	重 森 栄 理
総 務 課 長	榊 原 恒 雄
秘 書 広 報 室 長	糸 崎 誠 二
教 職 員 課 長	竹 森 潤 一
義務教育指導課長	藤 井 典 之
高校教育指導課長	松 尾 真 理
特別支援教育課長	小 野 裕 之
生涯学習課長（兼）乳幼児教育支援センター長	津 村 真 一 郎
	山 内 領 二

教育委員会会議定例会日程

		頁
日程第 1	会議録署名者について	1
日程第 2	第 4 号 議 案 「広島県子供の読書活動推進計画（第五次）」の策定について	1
日程第 3	報告・協議 1 令和 8 年度広島県・広島市公立学校教員採用候補者選考試験について	3
日程第 4	第 1 号 議 案 令和 7 年広島県議会 2 月定例会に提案される教育委員会関係の議案に対する意見について	5
日程第 5	第 2 号 議 案 令和 6 年度メイプル賞（第 2 回）の受賞者について	5
日程第 6	第 5 号 議 案 「特別支援学校就職サポート隊ひろしま」推進企業の表彰について	5
日程第 7	第 3 号 議 案 教職員人事について	5

篠田教育長： それでは、ただいまから本日の会議を開きます。

直ちに日程に入ります。

まず、会議録署名者の件ですが、本件は、会議規則第20条の規定によりまして、私から御指名申し上げます。

会議録署名者として、細川委員、小田原委員を指名申し上げますので、御承諾をお願いいたします。ありがとうございます。

本日の会議議題は、お手元のとおりです。

議題のうち、公開になじまないものがあれば、最後に回して審議したいと思いますが、いかがいたしましょうか。

細川委員： 第1号議案は、内部検討を行う案件であり、第2号議案及び第5号議案は、表彰者の選考に関する案件であり、第3号議案は、個別の人事に関する案件ですから、審議は非公開が適当ではないかと思います。

篠田教育長： ほかに御意見はございませんか。

それでは、ただいまの細川委員の発議について採決いたします。

第1号議案の令和7年広島県議会2月定例会に提案される教育委員会関係の議案に対する意見について、また、第2号議案の令和6年度メイプル賞（第2回）の受賞者について、第3号議案の教職員人事について、第5号議案の「特別支援学校就職サポート隊ひろしま」推進企業の表彰についてにつきまして、公開しないということに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（ 全 員 挙 手 ）

篠田教育長： 全員賛成と認めます。

したがって、本日の議題は、第1号議案、第2号議案、第3号議案及び第5号議案を公開しないで審議することといたします。

第4号議案 「広島県子供の読書活動推進計画（第五次）」の策定について

篠田教育長： それでは、第4号議案、「広島県子供の読書活動推進計画（第五次）」の策定について、松尾義務教育指導課長、説明をお願いいたします。

松尾義務教育指導課長： 失礼いたします。それでは、第4号議案によりまして、広島県子供の読書活動推進計画（第五次）の策定について御説明いたします。

本計画の素案につきましては、11月の本会議において御協議いただいた後、令和6年12月13日から令和7年1月14日まで、パブリックコメントを実施いたしました。県民11名の方から32件の御意見をいただきました。寄せられた意見の内容及び意見に対する県の考え方は、本計画の後、資料30ページからお示しております。

31ページの7のように、本計画素案に賛成する御意見や読書活動推進に対する提案など、様々な御意見がございました。いただいた御意見の中から、本計画において重点を置く、電子書籍の充実に対する御意見について、説明いたします。

32ページ、12、14を御覧ください。電子書籍の充実に関する相反する御意見でございました。12の本を紙で提供することばかりにこだわっていると改善はできないという御意見を踏まえ、資料8ページ、本計画では6ページになりますが、この資料8ページに記載しておりますとおり、時間や場所を問わず、気軽に読書ができる電子書籍の充実に努めてまいります。また、14の特に子供の読書という観点で考えますと、電子書籍の充実は慎重に考えるべきではないだろうかという御意見を踏まえまして、電子書籍の取組につきましては、子供の発達段階を考慮して推進してまいります。

なお、パブリックコメントによる本計画の修正はございませんが、いただいた御意見を今後の取組の参考とさせていただくとともに、計画期間中においても、内容や目標の達成度について、点検及び評価を行いまして、必要に応じて見直し、取組を進めてまいります。

今後は、県教育委員会のホームページに第五次計画の本文及び29ページにございます、こちらの概要版を掲載いたします。あわせて、36ページにございます、こちらの読書活動を推進するポスターを各学校や図書館に配付しまして、子供たちや地域の方にしっかりアピールできるよう、掲示をお願いすることとしております。

さらに、各種研修会等におきましても、本計画の狙いや取組方針等について周知するとともに、市町の読書計画の策定につなげていきたいと考えております。

本日、委員の皆様方に御審議いただいた上で、この計画を策定、公表してまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

篠田教育長： ただいまの説明に対しまして、御質問又は御意見がありましたらお願いいたします。

菅田委員： 11名の方から御意見をいただいたということでしたが、主に市町村別にはどの辺からいただいているのですか。

松尾義務教育指導課長： 広島市の方も複数名いただいておりますし、県の沿岸部や北部であったり、様々な地域、年代の方から御意見をいただいております。

菅田委員： 公立図書館などの記述があったので、どうしても都市部と中山間部で意識に差があるのかなと思いましたが、満遍なくいただいているならよかったと思います。

志々田委員： 28の御質問のところに、同一市町内の公立図書館と小・中学校の学校図書館の運営を一本化している事例があるということが書かれています。法律がそもそも違うはずですが、一本化している事例は、本当にあるのでしょうか。

山内生涯学習課長： 広島県内の自治体ではありませんが、検索システムや蔵書の流通などをその市内で共有されている市が先進的にございます。そのことを意図しながらの御意見だと思います。

志々田委員： ありがとうございます。公立学校と学校図書館が様々な書籍をみんなが利用できるというのは一つですけど、子供たちにとって、学校教育の中で使う図書や子供たちが触れる本というところに注力することができるのが学校図書館の最大のメリットかなと思います。もちろん調べ物学習など、いわゆる学習活動に使うということと、子供たちが本に触れる、子供たちが文学も含めて様々なものに触れるというのは、やはり公立図書館と敵対するわけではないですが、学校図書館に専念してもらえることが大事だなと思います。そのためには、やはり学校司書の配置が何より大事なことと思うので、もちろんネットワークを広げていくことも大事だとは思いますが、意見の中で出ているように、司書教諭、学校司書といった子供たちと共に本を学ぶ環境をつくれる方たちの人的な拡充というのは、今回書かれています。決して広島県は十分ではないはずなので、ぜひ、引き続き頑張っていただきたいなと思います。

中村委員： これで策定ということですが、本に親しむという現状も非常に憂慮すべき状況だと思いますので、この計画のとおり、まずは乳幼児期にしっかり本に親しめるような取組を進めていただきたいと思います。

それから、以前にも申し上げたかと思うのですが、中学、高校になってくると、やはり学校図書館の充実、志々田委員も言われましたけれども、県が進めてきた学校図書館のリニューアルも意味があると思いますので、やはり学校の図書館に行きたくなるような図書館であり、読みたくなるような本がちゃんとある図書館になるように、引き続き取組を進めていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

細川委員： 御説明ありがとうございました。大変よくまとめていただいていると思っております。

本に親しむというところからでございますが、5ページの3の上から二つ目にも書いてあります。1日にどれぐらい携帯電話等を用いてメールやSNS等を利用しますかということが、読書に使う時間が減っていると考えられるというところが、せっかくこういうふうにしっかりつくっていただいても、読書だけではなく、家庭学習の妨げにもなっていると聞きしておりますが、関係者が本当にどうしたらいいのか、現場もすごくいろんな取組を考えたりして努力されているんですけども、こういう事態になっているということは、家庭学習や読書に向かうためにどうしたらいいかを、これを含めてもう一度、ここで考えをいただけたらなと思いますので、しっかり現場とお話をいただけたらと思います。

篠田教育長： 他に御意見、御質問等はございませんでしょうか。

それでは、以上で本件の審議を終わります。

採決に移ります。

原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全 員 挙 手)

篠田教育長： 全員賛成と認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

報告・協議 1 令和 8 年度広島県・広島市公立学校教員採用候補者選考試験について

篠田教育長： 続きまして、報告・協議 1、令和 8 年度広島県・広島市公立学校教員採用候補者選考試験についてでございます。

それでは、藤井教職員課長、説明をお願いいたします。

藤井教職員課長： 報告・協議 1 によりまして、令和 8 年度広島県・広島市公立学校教員採用候補者選考試験に係る日程について御説明申し上げます。

来年度実施いたします、令和 8 年度教員採用試験につきましては、10 月の定例会で御報告させていただいたとおり、一次試験を 7 月、二次試験を 8 月に実施することとし、現在、ホームページ等で公表しているところです。

このたび、採用試験を共同実施しております広島市教育委員会と共に、受験のしやすさや受験会場の予定等を勘案しながら検討を重ね、別紙のとおり実施する予定としております。

第一次選考試験については、既卒者が多く受験することを考慮し、週休日である 7 月の 12 日土曜日及び 13 日日曜日に実施したいと考えております。

なお、より多くの方が受験しやすいよう、受験場所に配慮し、7 月 12 日土曜日については、今年度と同様に、広島市の受験会場に加え、福山市内の受験会場を設ける予定です。

また、第一次合格発表を 8 月 1 日金曜日に行い、第二次選考試験を 8 月 16 日土曜日から 18 日月曜日までの 3 日間に行うこととしております。

現職の教員を対象とした特別選考及びグローバル人材を対象とした特別選考【教職経験者】につきましては、現職教員が受験しやすい夏季休業中である 8 月 23 日土曜日に実施します。

最終合格発表につきましては、国が民間企業等に要請している正式な内定日である 10 月 1 日より早い 9 月 25 日木曜日に行うこととしております。

下の表は、今年度新たに実施した大学 3 年生等チャレンジ受験について、来年度も引き続き実施いたします。対象者は、一般の受験者と共に第一次選考試験を受験することとなります。

募集に係る広報活動につきましては、今年度の採用試験の状況を踏まえ、志願者の多い大学や志願者が不足しがちな校種・教科の免許取得が可能な大学を中心に、県内外 56 大学において精力的に説明会を実施してまいりました。

今後、教員募集パンフレット・動画の作成、民間企業が主催する就職イベントへの参加、教職志願者を対象とする雑誌への広告掲載、民間転職サイトへの採用試験情報の掲載など、幅広い広報活動を行い、志願者確保に向けて取り組んでまいりたいと思います。

採用試験内容あるいは募集教科、採用見込み人数につきましては、4 月の教育委員会会議で御説明いたします。

説明は以上でございます。

篠田教育長： ただいまの説明に対しまして、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

志々田委員： 今年も一人でも多くの方に受験をしていただき、広島県の教壇に立っていただくために、今から頑張っていただくと思うのですが、この間、東京都では、採用された学生に対して、奨学金を、教員免許を取った分だけの費用を補填してくださるような記事を見ました。昔は、今の学生支援機構が育英会と呼ばれていた時代には、教員になるということは、貸してもらった奨学金の貸与が免除になるというようなシステムがあり、やはり先生たちのいい人的確保ができていたのかなと思い、学生支援機構が、今、難しい状況の中で、東京都は独自にそれを一本、自分たちのところでやろうと始めたのかなと記事を見ていたのですが、広島県も何か画期的な飛び道具みたいな施策を考えていただけているのかなと思い、聞いてみたいと思いました。

藤井教職員課長： まず、東京都の取組、奨学金返還支援事業といったものですが、新聞報道等により承知しているところですが、本県では、それ以前に制度導入県と比べて辞退者が多いという課題がございます。まず、それをしっかり分析していくことを考えております。

あわせて、東京都の志願者数や志願倍率などの成果を確認しながら、研究してまいりたいと思っております。

志々田委員： おっしゃるとおり、辞退者ということは、やはり中国地方で先生をしたいと思ってく

ださっている方たちが、選んでくださることが一番だと思うので、そこからかなと思います。東京都の取組は、一定の成果が出ているのではないかと、少し思ったので、ぜひ研究を続けていただければなと思いました。ありがとうございます。

中 村 委 員： 先ほど、御説明で福山市でも受験できるとありましたが、もう一度御説明をお願いできますか。

藤井教職員課長： 受験者が受験しやすいようにということで、広島市内の受験会場ともう一つ、福山市内に受験会場を考えております。多くの受験者もありますし、広く募集をかけたいということで、小学校の校種を考えているところでございます。

中 村 委 員： 小学校のみ福山で開催なんですね。きめ細かく受けやすい工夫をしていただいたらと思います。

また、第一次試験は2日間あるのですか。土日両方受けるということでしょうか。

藤井教職員課長： どちらか1日で、選考区分によって変わりますが、1日での受験になります。

中 村 委 員： 分かりました。

菅 田 委 員： 今後のことですが、今、民間では、特に理系工学部など、12月から面接が行われて、4月には広島大学の場合は、工学部の学生がもう就活を終えると聞きました。3月1日解禁が全く無視されている状態なので、それでいろんな制約があるんですけども、この日程で今後いいのかどうかというのは、国全体になるのか、考えていけないと思います。安定的に先に決まったから、本当は先生になりたいけど、もういいかとなる可能性もありますので、これは考えていただくのと、国から強力に、経団連などの団体を通して、民間企業に自粛要請をしないと、卒論や研究のときに就活と重なり、全然身に入っていないと嘆いていらっしゃる教授も多いので、こちら辺はぜひよろしくお願いしたいなと思います。

藤井教職員課長： 国において、公立学校の採用試験の早期化や複数回実施ということについては、方向性が示されておりますけども、早期化、複数回実施につきまして、試験を共同実施する広島市と共に検討をしているところです。やはり大学関係者からは、カリキュラム変更など、十分な時間がないということや教育実習と採用試験が重なることでの学生の負担であったりといった意見を聞いております。

また、既に早期化を先行実施した自治体がございますけども、そういった自治体の状況を見て、明確な効果が確認できていないということも、少し考えなくてはいけないと思っております。もちろん国の動向なり、他の自治体の状況を見ながら、注視してまいりたいと思っておりますし、3年生等受験は、今年度から始めたものですが、これにつきましては、大学からは非常に期待があるというか、効果的なことを伺っております。

11月以降、大学を回って学校説明会をしているわけですが、参加者には大学2年生の姿も多く見られる状況で、大学3年時に受験できるメリットは、学生は感じているのではないかと考えております。

菅 田 委 員： よろしくをお願いします。

小田原委員： 第一次選考試験について、既卒者が多く受験するというお話があったかと思うのですが、既卒者はどういった方が多いのでしょうか。

藤井教職員課長： 大学を一旦出られて、採用試験を受けられて、一旦は不合格、いわゆる現場では臨時的任用職員や会計年度任用職員などとして働きながらということで、経験を積んで受けられる方が多いと考えております。

小田原委員： 分かりました。他業界から、教員免許を持った方がいらっしゃるなどではなく、もとと目指していたが、リベンジという方が多いという理解でよろしいのでしょうか。

藤井教職員課長： そういう方も含めて、新しく転職して来られる方も関係しますし、実際に現場で働いている方も含めてございます。

小田原委員： ありがとうございます。

細 川 委 員： 御説明ありがとうございました。教員採用試験を受けられる志願者については、いろいろな御事情もあってだとは思いますが、ここでは、日程についてお尋ねをされているので、菅田委員もおっしゃいましたけども、例えばこの春、採用になられた方などから、日程について、こうしたほうがもっと受験しやすかったなどの声をお聞きでしたら教えていただきたいです。

藤井教職員課長： 今、大学を回って募集案内をする中で、大体8割ぐらいの学生が今の日程のほう为好評であるという声を聞いていると把握しておりますが、実際に直接採用者の方からの声を聞く機会があれば、なおいいかなと思います。

細川委員：こちらがこの日程でいうと、志願者の方は、毎年、大体広島県はこの辺のスケジュールだということを把握されていると思うのですが、8割ぐらいがいいとおっしゃってくださるのは、非常に高い割合じゃないかと思うのですが、100%は目指せませんが、改善するところがあれば、その声を聞いて、次年度の日程を考慮していくことは必要なことかなと思いますので、今後とも御検討をよろしくお願いしたいと思います。

篠田教育長：他に御意見、御質問等はありませんでしょうか。

それでは、以上で本件の審議を終わります。

続きまして、先ほど公開しないと決定した議案について審議を行いますので、傍聴の方は御退席をお願いいたします。

(13:27)

第1号議案 令和7年広島県議会2月定例会に提案される教育委員会関係の議案に対する意見について

て

令和7年広島県議会2月定例会に提案される教育委員会関係の議案に対する意見（5件）について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

第2号議案 令和6年度メイプル賞（第2回）の受賞者について

令和6年度メイプル賞（第2回）の受賞者について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

第5号議案 「特別支援学校就職サポート隊ひろしま」推進企業の表彰について

「特別支援学校就職サポート隊ひろしま」推進企業の表彰について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

第3号議案 教職員人事について

特別支援学校教諭の信用失墜行為に係る人事措置（懲戒免職）について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

県東部公立中学校教諭の信用失墜行為に係る人事措置（戒告）について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

(15:03)